

## 港湾調査対象港湾基準

### 1. 甲種港湾

甲種港湾とは、次の基準の（１）～（３）のいずれかに該当する港湾。

（１）港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第２項に定める国際戦略港湾、国際拠点港湾、及び重要港湾。

#### （２）外国貿易港湾

外国貿易港湾とは、最近５箇年間継続して毎年外国貿易船の入港実績が１隻以上あり、かつ、外国貿易貨物の取扱実績が１万トン以上ある港湾又は、最近３箇年間継続して毎年外国貿易船の入港実績が１隻以上あり、かつ、外国貿易貨物の取扱実績が２万トン以上ある港湾。

#### （３）内国貿易港湾

内国貿易港湾とは、最近３箇年間継続して毎年内国貿易船（鉄道連絡船及び自動車航送船を除く。）の入港実績が５０万総トン（Ｇ／Ｔ）以上あり、かつ、内国貿易貨物（鉄道連絡船及び自動車航送船を除く。）の取扱実績が５０万トン以上ある港湾。

### 2. 乙種港湾

乙種港湾とは、港湾管理者が設立されている港湾で、最近３箇年間継続して毎年５総トン（Ｇ／Ｔ）以上の入港実績が１隻以上ある甲種港湾以外の港湾又は貨物取扱量が５０トン以上ある甲種港湾以外の港湾。

### 3. 特例

自然災害等で利用が低下し甲種港湾及び乙種港湾の基準に該当しない港湾で、引き続き港湾調査を実施することが適当であると判断される港湾は、上記１．、２．によらず特段の措置を講ずることとする。